

多治見市適正な市政運営のための是正請求に関する条例〔案〕のあらまし Ver.1.0\_20090901

． 総 則

- 1．目的
- 2．定義
- 3．是正請求
- 4．適用除外
- 5．執行停止
- 6．標準審理期間

． 是 正 請 求

- 是正請求手続
- 7．是正請求書の提出
  - 8．代表者
  - 9．参加人

． 審 理 手 続 等

- A．審理手続
- 10．審理員の指名
  - 11．審理手続の計画的進行
  - 12．手続の併合又は分離
  - 13．弁明書の提出
  - 14．反論書等の提出
  - 15．口頭意見陳述
  - 16．証拠書類等の提出
  - 17．審理関係人への質問
  - 18．物件の提出要求等
  - 19．是正請求人等による物件の閲覧
  - 20．審理手続の終結

- B．審理員
- 21．審理員等
  - 22．審理員の職務
  - 23．審理員の保護

． 是 正 請 求 審 査 会 へ の 諮 問 及 び 決 定

- 24．是正請求審査会への諮問
- 25．決定
- 26．是正請求の認容
- 27．却下又は棄却
- 28．決定の方式
- 29．決定の拘束力
- 30．証拠書類等の返還

． 是 正 請 求 審 査 会

- ． 設 置 及 び 組 織
- 31．設置
  - 32．組織

- ． 審 議 手 続
- 33．審査会の調査権限
  - 34．意見陳述
  - 35．主張書面の提出
  - 36．提出資料の閲覧
  - 37．答申書の送付等

． 雑 則

- 38．運用状況の公表等
- 39．規則への委任

附 則

- 1．施行期日
- 2．準備行為
- 3．経過措置
- 4．情報公開条例の一部改正
- 5．個人情報保護条例の一部改正
- 6．非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正